

## 資料 23-1 災害救助法適用状況

(昭和 23 年度～)

適用年月日	災害の種類	適用市町村名
S24. 9. 1	水害 (キテイ台風)	松本市・上田市(南佐久郡)野沢町・平賀村・内山村・大日方村(北佐久郡)軽井沢町・伍賀村・志賀村・三井村(更級郡)更級村・上山田町(埴科郡)戸倉町・杭瀬下村(上高井郡)須坂町・日野村・豊洲村 [2市5町10村]
S24. 12. 29	火災	(上伊那郡)伊那村 [1村]
S25. 1. 9	火災	(南安曇郡)奥浦村 [1村]
〃	〃	(南安曇郡)三井奈村 [1村]
〃	〃	(南安曇郡)四米良村 [1村]
S25. 1. 14	火災	(上伊那郡)伊那村 [1村]
S25. 3. 18	火災	(市町村名不明)
S25. 5. 13	火災	(西筑摩郡)上松町 [1町]
S25. 6. 11	水害(6月豪雨)	諏訪市(上伊那郡)伊那町・中沢村・南箕輪村・東春江村(下伊那郡)竜江村・川路村(東筑摩郡)笹賀村 [1市1町6村]
S25. 8. 8	水害	上田市(埴科郡)屋代町・戸倉町(更級郡)篠ノ井町・稲荷山町・上山田町・更級村(上高井郡)須坂町・高井村(下高井郡)穂波村・平隠村・夜間瀬村(上水内郡)柳原村 [1市6町6村]
S26. 8. 25	火災	(東筑摩郡)塩尻町 [1町]
S28. 4. 29	火災	(北安曇郡)陸郷村・広津村 [2村]
S28. 7. 17	水害	飯田市(下伊那郡)川路村・智里村・浪合村・平谷村・根羽村・下條村・富草村・大下条村・売木村・泰阜村・千代村・龍江村・神稲村・大鹿村・上村・木沢村・和田村・平岡村(西筑摩郡)上松町・檜川村・大桑村・読書村・吾妻村・山口村・新開村・神坂村・木祖村 [1市1町26村]
S28. 9. 25	台風13号による風水害	(南安曇郡)北穂高村・有明村(北安曇郡)松川村・常盤村(上水内郡)戸隠村・水内村 [6村]
S29. 3. 7	火災	(上伊那郡)赤穂町 [1町]
S29. 6. 8	火災	(北安曇郡)小谷村 [1村]
S29. 7. 20	火災	(小県郡)青木村 [1村]
S30. 11. 3	火災	(西筑摩郡)開田村 [1村]
S32. 6. 27	水害(梅雨前線)	(下伊那郡)川路村・浪合村・阿智村 [3村]
S33. 7. 27	水害(台風11号)	(南安曇郡)安曇村・三郷村 [2村]
S33. 9. 18	水害(台風12号)	中野市(小県郡)長門町・丸子町(東筑摩郡)麻績村・坂井村 [1市2町2村]
S34. 7. 6	水害	(北佐久郡)浅間町・本牧町・布施村・浅科村 [2町2村]
S34. 8. 14	水害(台風7号)	松本市・上田市・諏訪市・小諸市・須坂市・中野市・飯山市・茅野市(南佐久郡)白田町・野沢町・中込町・佐久町・小海町・南牧村・南相木村・八千穂村・川上村(北佐久郡)浅間町・軽井沢町・御代田町・立科町・望月町・東村・浅科村・北御牧村(小県郡)丸子町・東部町・長門町・真田町・青木村・和田村(諏訪郡)富士見町(上伊那郡)長谷村(東筑摩郡)明科町・四賀村・本城村・坂北村・本郷村・麻績村・坂井村・生坂村(更級郡)大岡村(上高井郡)東村(下水内郡)豊田村 [8市16町20村]
34. 9. 11	水害(台風14号)	(南佐久郡)野沢町・中込町(北佐久郡)浅間町・望月町・東村・北御牧村・浅科村 [4町3村]
S34. 9. 26	水害 (伊勢湾台風)	松本市・岡谷市・飯田市・諏訪市・須坂市・伊那市・茅野市・塩尻市(南佐久郡)白田町・野沢町・中込町・佐久町・小海町・川上村・南牧村・南相木村・八千穂村(北佐久郡)浅間町・望月町・立科町・東村・浅科村(小県郡)丸子町(諏訪郡)下諏訪町・富士見町・原村(上伊那郡)高遠町・辰野町・箕輪町・小野村・長谷村・南箕輪村(下伊那郡)阿南町・清内路村・阿智村・波合村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・千代村・龍江村・上久堅村・喬木村・上村・木沢村・遠山村(西筑摩郡)福島町・上松町・檜川村・三岳村・王滝村・大桑村・読書村・吾妻村・山口村(東筑摩郡)本郷村・洗馬村(南安曇郡)穂高町(北安曇郡)松川村・白馬村・小谷村(更級郡)大岡村(埴科郡)坂城町・戸倉町(上高井郡)小布施町・若穂町・東村・高山村 [8市22町41村]



適用年月日	災害の種類	適用市町村名
S34. 9. 26	水害 (伊勢湾台風)	松本市・岡谷市・飯田市・諏訪市・須坂市・伊那市・茅野市・塩尻市(南佐久郡) 臼田町・野沢町・中込町・佐久町・小海町・川上村・南牧村・南相木村・八千穂村(北佐久郡) 浅間町・望月町・立科町・東村・浅科村(小県郡) 丸子町(諏訪郡) 下諏訪町・富士見町・原村(上伊那郡) 高遠町・辰野町・箕輪町・小野村・長谷村・南箕輪村(下伊那郡) 阿南町・清内路村・阿智村・波合村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・千代村・龍江村・上久堅村・喬木村・上村・木沢村・遠山村(西筑摩郡) 福島町・上松町・檜川村・三岳村・王滝村・大桑村・読書村・吾妻村・山口村(東筑摩郡) 本郷村・洗馬村(南安曇郡) 穂高町(北安曇郡) 松川村・白馬村・小谷村(更級郡) 大岡村(埴科郡) 坂城町・戸倉町(上高井郡) 小布施町・若穂町・東村・高山村 [8市22町41村]
S35. 1. 24	火災	(上伊那郡) 高遠町 [1町]
S36. 6. 27	梅雨前線豪雨	飯田市・諏訪市・駒ヶ根市(下伊那郡) 高森町・松川町・鼎町・龍江村・清内路村・豊丘村・上郷村・大鹿村・喬木村・阿智村・南信濃村(上伊那郡) 中川村・長谷村・高遠村 [3市3町11村]
S36. 9. 16	第2室戸台風	松本市 [1市]
S37. 7. 14	水害	(埴科郡) 松代町 [1町]
S38. 1. 21	水害	(上伊那郡) 箕輪町 [1町]
S40. 9. 18	台風23・24号	(下伊那郡) 南信濃村 [1村]
S41. 6. 24	集中豪雨	(西筑摩郡) 南木曾村 [1村]
	松代地震	災害救助法に準じた措置
S42. 7. 9	水害(集中豪雨)	諏訪市 [1市]
S43. 8. 29	前線豪雨、 台風10号	(下伊那郡) 天龍村 [1村]
S44. 8. 11	集中豪雨	(南安曇郡) 穂高町(北安曇郡) 松川村 [1町1村]
"	"	大町市 [1市]
S45. 3. 18	火災	(北佐久郡) 軽井沢町 [1町]
S52. 2. 12	豪雨	飯山市(下高井郡) 山ノ内町・木島平村・野沢温泉村(上水内郡) 信濃町(下水内郡) 栄村 [1市2町3村]
S56. 1. 16	豪雨	飯山市(下水内郡) 栄村 [1市1村]
S56. 8. 23	集中豪雨、 台風15号	須坂市 [1市]
S57. 9. 13	台風18号	飯山市・更埴市(上水内郡) 豊野町 [2市1町]
S58. 9. 28 9. 29	台風10号	長野市・諏訪市・更埴市・飯山市(木曾郡) 木曾福島町(南安曇郡) 奈川村(上水内郡) 信州新町・豊野町 [4市3町1村]
S59. 2. 8 ~2. 13	59豪雪	飯山市・中野市(下水内郡) 豊田村・栄村(下高井郡) 山ノ内町・木島平村・野沢温泉村(上水内郡) 信濃町(北安曇郡) 小谷村 [2市2町5村]
S59. 9. 14	長野県西部地震	(木曾郡) 王滝村 [1村]
S60. 1. 18	60豪雪	(下水内郡) 栄村 [1村]
S60. 7. 26	長野市地附山地すべり	長野市 [1市]
H 7. 7. 11 ~7. 12	梅雨前線豪雨	(北安曇郡) 小谷村(上水内郡) 豊野町 [1町1村]
H18. 1. 7 1. 12	平成18年豪雪	飯山市(北安曇郡) 白馬村・小谷村(下高井郡) 山ノ内町・木島平村・野沢温泉村(上水内郡) 信濃町(下水内郡) 栄村 [1市2町5村]
H18. 7. 19	平成18年7月豪雨	岡谷市・諏訪市・下諏訪町 [2市1町]
H23. 3. 12	長野県北部の地震	栄村 [1村]
H24. 2. 1	平成24年大雪災害	飯山市・小谷村・野沢温泉村・信濃町・栄村 [1市1町3村]
H26. 2. 15	平成26年大雪災害	茅野市・軽井沢町・御代田町・富士見町 [1市3町]
H26. 7. 9	台風8号に伴う大雨	南木曾町 [1町]
H26. 9. 27	御嶽山噴火災害	木曾町・王滝村 [1町1村]
H26. 11. 22	長野県神城断層地震	白馬村・小谷村・小川村 [3村]



資料23-2 災害救助法で実施可能な応急救助基準

(平成28年4月28日現在)

救助の種類	対 象	費用の範囲	費用の限度額	期間	備 考
避難所設置	現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者	避難所の設置・維持・管理運営経費(賃金、消耗器材費、建物の使用謝金、備品等の使用謝金・購入費、燃料費)	【基本額】 1人1日当たり 320円以内 【加算額】 ○冬期(10月～3月)加算 ○高齢者等を収容する福祉避難所を設置した場合は当該地域の通常実費を加算	災害発生の日から7日以内	1 避難所設置費には天幕借上、仮設便所設置費等一切の経費を含む 2 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊(焼)・流失し、居住する住家がない者で自らの資金では住宅を得ることができない者	整地費、建築経費(建築費・附帯工事費・老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設の整備費・賃金・輸送費・事務費)、リース料、集会所建築費	【基準面積】 1戸当たり 29.7㎡(9坪) 【基準額】 2,660,000円以内 【集会所設置費】 基準額以外で別途定める(住宅50戸以上設置の場合)	災害発生の日から20日以内に着工→ 供与期間は工事完了日から2年以内	1 全壊等直接被害がない場合でも対象となる場合あり 2 基準面積及び基準額は県内総数を上回らなければ調整可 3 実情により輸送費別途計上
炊き出しその他による食品の給与	○避難所に収容された者 ○全半壊(焼)・流失・床上浸水で炊事のできない者	主食費、副食費、燃料費、雑費(器機使用謝金または借上料、消耗品等購入費)	1人1日当たり 1,110円以内	災害発生の日から7日以内	1 被災者支給分のみが対象 2 輸送費、賃金は別途計上
飲料水の供給	現に飲料水(炊事用水を含む)を得ることができない者	ろ水器等他給水に必要な機械器具の借上・修繕・燃料費、浄水用の薬品及び資材費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、賃金は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給(貸)与	全半壊(焼)、流失床上浸水、船舶の遭難等により被服等生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	被服・寝具、身のまわり品、炊事用具、日用品、光熱材料	別表の範囲内 災害発生日により限度額を区分 夏期(4～9月) 冬期(10～3月)	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は当該地域の時価による 2 現物給付に限る
医療	応急的に医療を必要とするが、災害により医療の途を失った者	診察、薬剤または治療材料、処置・手術その他の治療 ・施術、病院または診療所への収容、看護	1 救護班 使用した薬剤治療材料・医療器具修繕費等の実費 2 病院・診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 当該地域における協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	1 原則、救護班が現地により処置 2 救護班では治療困難な重傷患者等がある場合または救護班の到着を待つことのできない急迫している場合は医療機関で処置 3 患者等の移送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の範囲	費用の限度額	期 間	備 考
助産	災害発生の日以前または以後7日以内に分娩した者で災害のため助産の途を失った者(死産、流産を含む)	分娩の介助、分娩前後の処置、脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料	1 救護班 使用した衛生材料等の実費 2 助産師 慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	1 救護班のほか助産婦・産院・一般医療機関による実施も可 2 妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	○現に生命、身体が危険な状態にある者 ○生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 明らかに生存している者を除き、原則4日以降は死体の捜索として扱う 2 輸送費、賃金は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない者で、自らの資力により応急処理をすることができない者	居室・炊事場・便所等日常生活に不可欠な部分の最小限度の修理費(原材料費・労務費・材料輸送費・工事事務費)	1 世帯当たり 576,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)・流失、半壊(焼)、床上浸水により学用品を喪失・毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲・ろう・養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む)	教科書(検定済のもの)、教材(教育委員会承認済のもの)	実費	災害発生の日から1ヶ月以内	1 入進学時の場合は個々の実情に応じ給与 2 備蓄物資は評価額
		文房具、通学用品(運動靴・カバン・体育着等)	小学生1人当たり 4,300円 中学生1人当たり 4,600円 高校生1人当たり 5,000円	災害発生の日から15日以内	
埋葬	災害の際死亡した者の埋葬を実施する者に支給	棺(付属品を含む) 埋葬(火葬)料、骨壺・骨箱	1 体当たり 大人(12才以上) 210,400円以内 小人(12才未満) 168,300円以内	災害発生の日から10日以内	風習・宗教等に配慮する
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者	機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、賃金は別途計上
死体の処理	災害に際し死亡した者の死体に関する処理	洗浄、縫合、消毒等	1 体当たり 3,400円以内	災害発生の日から10日以内	1 原則、検案は救護班による 2 輸送費・賃金は別途計上
		一時保存	○既存建物借上 通常の実費 ○野外仮設 1 体当たり 5,300円以内 ○ドライアイス等購入費を要する場合は当該地域の通常実費を加算		
		検案	当該地域の慣行料金の額以内		

救助の種類	対 象	費用の範囲	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれたため生活に支障があり、自らの資力により応急処理をすることができない者	除去に必要な機械器具等の借上賃輸送費及び賃金	1世帯当たり 134,800円以内	災害発生の日から10日以内	限度額は市町村内の平均額が限度額内であれば調整可。市町村相互間は調整不可
輸送費 賃金職員等雇 上費	1 被災者の避難 2 飲料水の供給 3 医療及び助産 4 被災者の救出 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	輸送または賃金	当該地域における通常の実費	救助の種類ごとの実施が認められる期間以内	
実費弁償	施行令第10条第1号から4号までに規定する者	(ア) 被災者の避難 (イ) 医療及び助産における移送 (ウ) 被災者の救出 (エ) 飲料水の供給 (オ) 死体の搜索 (カ) 死体の処理 (キ) 救済用物資の整理、配分及び輸送	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

別表 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与のために支出できる費用

1 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯 (単位：円)

季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
夏季 (4～9月)	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
冬季 (10～3月)	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100

2 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯 (単位：円)

季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
夏季 (4～9月)	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
冬季 (10～3月)	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500